

第4分科会報告

特定機能病院の 36 協定で定める医師の延長労働時間 ー 24 年度開始の医師の労働時間規制までに 2 年を切った時点の調査

三隅達也 産業医科大学 産業保健学部 助教

報告要旨:

医師の約 4 割が年約 960 時間、約 1 割が年約 1,920 時間以上の時間外・休日労働を行っている実態がある。医師の労働時間縮減のため、2024 年 4 月以降、医師に異なる水準の労働時間規制が設けられる。本研究の目的は、それまでに 2 年を切った時点における全国すべての特定機能病院の最新の 36 協定で定める医師の特別延長時間等を明らかにし、それが医師の労働実態にどの程度沿っているかを明らかにすることである。

すべての特定機能病院から労働基準法の適用外となる 1 施設を除く 86 施設を調査対象とした。36 協定は各都道府県労働局へ情報開示請求した。

36 協定なしは 1 施設 (1.2%)、1 年単位の原則または特別延長時間の長い方が一般労働者の特別延長時間の上限の 720 時間以下は 30 施設 (34.9%)、720 時間を超え一般の医療機関の勤務医に適用される A 水準の 960 時間以下は 34 施設 (39.5%)、960 時間を超え特定地域医療提供機関の特定の勤務医に適用される B 水準等の 1,860 時間以下は 20 施設 (23.3%)、1,860 時間超は 1 施設 (1.2%) であった。

結果は医師の労働実態に照らして過少である。これは労働基準法違反の常態化および 36 協定の形骸化を示唆する。特定機能病院であってもその約 7 割は B・連携 B・C-1・C-2 水準に特定されることを希望しないことが予想される。

[2023-07-30 版]